

豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業仕様書

1. 契約業務名 豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業

2. 事業の目的

小学校及び義務教育学校（前期課程）３・４年生においては、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。

小学校及び義務教育学校（前期課程）５、６年においては、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。

中学校及び義務教育学校（後期課程）においては、小学校で育まれた素地をふまえ、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成する。

3. 履行期間

令和７年（２０２５年）４月１日から令和１０年（２０２８年）３月３１日まで

4. 業務の内容

派遣業者（以下「派遣元」という。）は、豊中市立学校（以下「学校」という。）に外国人英語指導助手（以下「ＡＥＴ」という。）を派遣する。

ＡＥＴは、豊中市教育委員会（以下「派遣先」という。）及び学校の校長（以下「校長」という。）の指示に従って、学校の教員の指導のもと、ティーム・ティーチングにより、次の各号に掲げる業務（以下「派遣業務」という。）を履行する。

（１）学校の教員の指導のもと、ティーム・ティーチングによる小学校外国語活動・英語の授業支援

※派遣期間において、１クラスあたりの実施時数は、以下のとおりとする。

●小学校 ３・４年生 １４時間/クラス

●小学校 ５・６年生 ２８時間/クラス

●中学校 １～３年生 ４９時間/クラス

※義務教育学校及び庄内よつば学園関係校（第七中学校・庄内南小学校・庄内西小

学校・千成小学校)については、別途調整する。

※令和8年度(2026年度)庄内よつば学園 開校予定のため別途調整する。

※令和9年度(2027年度)学びの多様化学校 開校予定のため別途調整する。

また、派遣元は、毎月の各校各クラスの実施時数について、報告するものとする。

- (2) 各教科・特別の教科 道徳・特別活動(学級活動、児童会・生徒会活動等)・総合的な学習の時間における I C Tを活用した英語教育や国際理解に係る授業の支援
- (3) (1)・(2)に関する業務について、学校の教員等との打合せ、カリキュラムの作成や教材の準備
- (4) 放送テスト及び音声教材等作成の支援
- (5) 校内で実施される学校行事への参加・参観
- (6) 校内における小学校外国語活動・英語及び国際理解に関わる教職員研修の支援
- (7) 校内における I C T及びデジタルコンテンツを活用した英語教育の支援
- (8) 校内における国際交流授業の支援
- (9) 教員研修の支援
- (10) 中学校区に配置された A E Tにおいては、各校各クラスの実実施時数を確保したうえで、中学校区の A E Tと連携して(3)(4)(6)(7)(8)に関わる業務支援を行うこと
- (11) その他校長が指示した関連業務(児童・生徒との交流を通じた英会話と文化交流等)

5. 派遣業務の実施場所

- (1) 派遣業務は、各学校で実施する。
- (2) 就業場所は、別途、派遣先の指定する学校とする。

第四中学校には第四中学校夜間学級を、桜井谷小学校及び第十三中学校には豊中市立豊中病院内学級を含むものとする。

6. 指揮命令者

派遣業務に従事する A E Tに対する指揮命令者は校長とする。

7. 派遣人員

本契約により業務を実施する派遣元の A E Tは常勤相当の A E Tを30名相当準備するものとする。派遣校については、原則として、付表1のとおりとする。

なお、小学校等では18,200コマ、中学校等では23,800コマの時数を確保したうえで、小中一貫教育推進の観点から配置するものとする。

8. AETの資格要件

派遣元は、前項の業務を実施するAETの選任に当たっては、次の各号に掲げる資格要件を全て満たすことを条件とし、適任者を選定する。また、派遣元は派遣先にAETの名前及びその履歴が記載された書類を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 英語を母国語とし、英語を公用語とする国の大学以上の卒業資格を有し、外国語としての英語教育に知識・関心がある者。
- (2) 英語の発音、リズム、イントネーション及び発声が優秀であり、かつ文章力、文法力が優れている者。
- (3) 日本における小・中・義務教育学校での英語教育の指導経験が十分にあり、その勤務内容が良好で、資質等において小・中・義務教育学校の教育に携わるに適した者。
- (4) 文部科学省発行の「Let's Try!」及び本市で使用する英語教科書、小学校及び義務教育学校（前期課程）「NEW HORIZEN Elementary English Course」（東書）、中学校及び義務教育学校（後期課程）「Sunshine English Course」（開隆堂）に精通し、英語科教員等と協働して支援ができる者。
- (5) 業務の実施に支障がなく、勤務に適したビザを取得している者。
- (6) 教職員とのコミュニケーションが円滑に行えるレベルの日本語力を有する者。特に、小学校へ派遣する者については、授業の打合せ等を全て日本語で行うに支障のない者。

9. 派遣期間

派遣期間は、派遣業務の1日単位時間を7時間、200日/年・人とし、令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

10. 派遣業務の就業日

派遣期間の授業日のうち、別途派遣先が指定する日数（付表1）を就業日としてAETを派遣する。派遣先は、派遣元に対し、派遣開始に先立って就業日の年間予定表を渡すこととする。就業日の急な変更を要する場合には、派遣先学校長と派遣元においてその都度協議し、合意の上決定とする。

11. 就業時間および休憩時間

実施期間中の就業時間および休憩時間は以下の通りとする。

月曜日から金曜日（祝日・国民の休日を除く）の毎日、午前8時30分から午後4時15分まで（休憩時間45分を含む）を原則とする。ただし、土曜日または日曜日に実施される運動会・体育大会・授業参観（以下、行事という。）については派遣日と位置

づけるとともに、行事が実施される日を含んだ月曜日からの週において、AETの勤務日については6日以内、勤務時間を40時間以内とする。

休憩時間については、午前11時から午後2時までの時間内で校長が定めるものとする。

なお、前項にかかわらず第四中学校夜間学級においては、午後1時30分から午後9時15分（休憩時間45分を含む。）を原則とする。

また、公共交通機関が動いている限り、気象警報等の非常変災時の勤務については、本市立学校教職員と同様とする。

1 2. 研修

派遣元は、AETに以下に示す研修を受講させる。なお、研修の主催は派遣先が行い、派遣元が立ち会うものとする。

- (1) 派遣開始にあたっては事前研修（4時間）を行う。研修参加に係る派遣経費については、派遣元が支給する。また、研修に係わる時間は「就業時間」に含むものとする。
- (2) 派遣元は、必要に応じて、AETに向けた研修を行い、AETの資質向上を図るものとする。この場合、研修に関わる時間は「就業時間」に含まないものとする。
- (3) 派遣元は、必要に応じて、学校の教員に向けた研修を行い、AETの活用方法等を伝授するなど、教員の英語指導技術の向上に協力するものとする。研修日程については派遣先と調整する。研修に係る経費については、派遣先が支給する。

1 3. 服務

派遣元は、AETに、その職務を遂行するに当たって、派遣先及び校長の指揮命令に従わせるものとする。

- (1) 派遣先及び派遣された学校の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (2) 職務上知り得た秘密を、契約中及び本契約終了後についても漏らしてはならない。
- (3) 職務に関して、宗教活動や政治活動を行ってはならない。
- (4) 学校教育にふさわしい態度で支援に臨み、また、学校管理運営上支障が生じる行為を行ってはならない。
- (5) 就業時間（休憩時間を除く）においては、注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

1 4. 派遣元の遵守事項

派遣元は、派遣業務の円滑な遂行を行うために、AETの職務に係る一切の業務に

誠意を持って遂行し、次の各号に定める事項について遵守する。

- (1) 派遣元は、本派遣業務の契約締結に際し、労働者派遣事業の許可を受けている事業主であることを書面により派遣先に提出する。
- (2) A E Tが選任された時点で、名前等（社会保険・雇用保険の被保険者資格取得届け、健康診断結果の提出を含む）が記載されたA E T決定通知書及びA E Tプロフィール票を派遣先に提出する。
- (3) A E Tが計画どおり就業ができない事態が生じた場合は、速やかに責任をもって対処する。
- (4) A E Tに対する研修及び学校の教員に対する研修等を実施するにあたり、それぞれの指導技術の向上を図るとともに、児童生徒の人権擁護等に関する教育にも十分留意する。
- (5) 各学校におけるA E Tのティーム・ティーチング授業参観については、派遣元コーディネーターが派遣先担当者とともに参加する。A E Tの授業見学指導は派遣元コーディネーターが参加する。

1 5. 作成教材等の著作権

A E Tが、派遣された学校の英語科教員等と協力して作成した教材等に係わる著作権等知的所有権は、当該学校に属する。

1 6. 派遣元責任者及び派遣先責任者の選任

派遣業務を円滑に遂行し、遵守事項に反することがないような適切な措置を講じるため、派遣元と派遣先においてそれぞれ責任者を選任する。

1 7. A E Tからの苦情の処理

A E Tからの苦情の申し出を受ける者は、選任した派遣元及び派遣先責任者とし、誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果を当該A E Tに通知する。

なお、派遣元及び派遣先は、その解決が容易であり、自ら即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず当該A E Tに通知することとする。

1 8. 学校給食

A E Tの学校給食の喫食については、以下のとおりとする。

- (1) 学校給食の喫食を希望する場合は、派遣元が喫食希望者分全員の「給食実施申込書」を取りまとめ、派遣先が指定する期日までに派遣先が指定する提出先へ提出しなければならない。
- (2) 学校給食費は、派遣元が喫食者分全員の各月の学校給食費を取りまとめ、派遣先が指定する期日（小学校・義務教育学校（前期課程）：毎月26日 中学校・義務教育学校（後期課程）：毎月27日）までに納付書により支払わなければならない。

19. その他

- (1) 職務上の災害または通勤による災害に対する補償については、派遣元の定めるところによるものとし、派遣先は当該AET及び派遣元に対し賠償責任等は一切負わないものとする。但し、派遣先の重大な過失による場合はこの限りではない。
- (2) 派遣先は、AETが派遣業務の遂行にあたり、著しく適性を欠くと判断した場合は、派遣元に対し、AETの変更を請求することができる。
- (3) 派遣元は、AETの故意または過失により、児童、生徒、教職員に損害を与えたときはその損害を賠償する。
- (4) 派遣元は、AETに対して小中学校で使用する教科用図書、小学校及び義務教育学校（前期課程）「NEW HORIZON Elementary English Course」（東書）、中学校及び義務教育学校（後期課程）「Sunshine English Course」（開隆堂）を支給するものとする。但し、小学校で使用する文部科学省発行の「Let's Try!」は、派遣先が支給する。
- (5) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて派遣先及び派遣元が双方協議のうえ、これを定めるものとする。
- (6) 派遣元は、AETの勤務実績について、派遣先が指定する様式にて毎月度集計し、派遣先へ報告するものとする。